

令和 3 年度 第 3 回

武蔵野市国民健康保険運営協議会 議事録

令和 3 年 9 月 1 日（水）

武蔵野クリーンセンター 見学者ホール（管理棟 2 階）

令和３年度 第３回 武蔵野市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時：令和３年９月１日（水） 午後１時３０分から３時１５分まで

会 場：武蔵野クリーンセンター見学者ホール（管理棟２階）

出席者：

＊委員 15 名

日名子 英男（被保険者代表）
今井 孝一 （被保険者代表）
北山 富久子 （被保険者代表）
伊藤 直樹 （被保険者代表）
長谷川 ひとみ（医療機関代表）
藤田 進彦 （医療機関代表）
西澤 英三 （医療機関代表）
川崎 泰一郎 （医療機関代表）
大野 あつ子 （公益代表）
ひがし まり子（公益代表）
内山 さとこ （公益代表）
橋本 しげき （公益代表）
西園寺 みきこ （公益代表）
西塚 裕行 （保険者代表）
匂坂 仁 （保険者代表）

＊事務局

健康福祉部保健医療担当部長
保険年金課国保年金係長
保険年金課資格・給付担当係長
財務部納税課長
財務部納税課納税係長（課長補佐）

欠席者：

＊委員 2 名

生駒 耕示 （被保険者代表）
飯川 和智 （医療機関代表）

＊事務局

保険年金課長

【会 長】 それでは、定刻になりましたので、これより「令和３年度第３回国民健康保険運営協議会」を開催させていただきたいと思います。

９月になりまして、急に肌寒くなりましたが、きょうは、皆様お忙しい中をご参加いただきまして、ありがとうございます。

運協として初めてのオンラインの会議になりますので、私も不慣れで、途中いろいろ不手際もあるかもしれませんが、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

本運営協議会は、委員定数の２分の１以上が出席し、かつ武蔵野市国民健康保険条例第２条各号に規定する委員の１人以上が出席していなければ会議を開くことができないとされております。なお、本運営協議会において、今回の会議からWeb会議システムを用いたオンライン参加を条例の規定上の出席として認めることとして運用させていただきますので、皆様ご了承ください。

なお、本運用につきましては、事前に事務局より、委員各位にその是非を確認させていただきましたが、ご異議はございませんでしたので、その旨、あわせてご報告させていただきます。

本日は１５名の委員にご出席をいただき、会議は成立しておりますので、進めさせていただきますと思います。

通常ですと、この後、傍聴についてお諮りいたしますが、緊急事態宣言の延長及び感染症拡大の影響のため、今回の傍聴につきましては取りやめておりますので、ご承知おきください。

次に、会議録署名委員を決めたいと思います。

(会議録署名委員決定)

それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

前回、継続審議としました議題(1)諮問事項「第１期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画（令和３年度改定版）（案）について」、事務局から追加の説明を

お願いいたします。

(事務局説明)

【会 長】 本日の資料 1、2、3 についての説明をいただきました。

ただいまの説明、また、前回の資料についてのご質問、ご意見をこれからいただきたいと思います。今回はオンラインと会場、両方での会議になっておりますので、画面上でわかるように挙手をしていただいて、こちらで指名をさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、ご質問のある方、どうぞ。

【委 員】 私の質問は、最終的に、武蔵野市の修正の案としては、第 1 期の武蔵野市財政健全化計画に基づく改定ということで、横出しを含めた形で進めるという解釈だと思いますけれども、ここで言う「第 1 期」、——前回、第 1 期の健全化計画は、実行計画は令和 9 年まで、長期展望計画としては 17 年までということで期間を設定されていたかと思いますが、この 1 期というのは、どこまでのことを指しているのかを、まずお教えいただきたいのと、もし、長期展望計画まで含めて、すなわち令和 17 年まで、これを横出しのままでいくのだとすると、ちょっと期間が長過ぎやしないかなと思ったので、質問をさせていただきました。

【事務局】 まず、1 点目、計画の第 1 期につきましてご説明いたします。

第 2 回の資料になってしまいますけれども、計画改定版案の 2 ページに、第 1 期財政健全化計画の期間を書かせていただいています。口頭でご説明させていただきますと、実行計画と長期展望計画を合わせて、それを第 1 期の計画として捉えているところとなります。まず、計画の期間に関してはそういった考え方になります。

今回の見直し案で具体的な横出し案につきまして、つまり 2 子以上の 7 歳から 18 歳、400 万円以下の世帯に横出しをするという改正につきましては、令和 4 年度の対応、まず国が導入した今回の枠組みに、さらに市の制度とするとすればどういう形が考えられるかという事務局の案になります。

今後どうしていくかというところについては、今回の第 3 回の資料 2 の「修正

後」になりますが、「国が、多子世帯に十分な配慮がなされた制度改正がされるまでの間は、国の制度を踏まえて市の独自の軽減策を目指す」という方向性だけを計画の中に記載しております。つまり、国の軽減制度が拡充されれば、その分だけ市の制度について改めて見直す、国の考え方が変われば、市もそれを踏まえて見直していくという方向性になります。その見直しの方向性について、まず計画の中に記載させていただくというのが、今回の修正内容の趣旨となっております。

以上です。

【会 長】 よろしいでしょうか。

【委 員】 はい。

【会 長】 ほかにご質問のある方、挙手をお願いいたします。

【委 員】 初歩的な話ですけれども、この見直し案になると、軽減額が増加しますよね。これに関しては、どういう問題がありますか。

【事務局】 ご質問ありがとうございます。

今回、軽減が拡充されることによる市の財政に対する影響についてですが、資料1の最後の11ページに書かせていただいた、右下のところになりますが、記載がちょっと小さいのですが、今回の横出しによる市独自制度の減免額は310万6,100円となっております。この分が減免によって税収が減額となります。

財政健全化計画で赤字分を削減するという目標も掲げておりましたが、この赤字分に何が該当するかというのは、計画の中でも定義をさせていただいておりますが、減免で補填が必要になる分については赤字分に含めないという考え方になっておりますので、減免の導入により税収が減額するために赤字が拡大するということは、基本的にはありません。

【委 員】 その財政はどこから補充するんですか。

【事務局】 今現状では、一般会計、国保の加入者以外の方も含めた市の税収の部分から一部繰り入れる形で補填しております。

【委 員】 でも、武蔵野市は、いわゆる保険税率は低いですね。これは、今後改定していく見込みはあるんですか。いわゆる一般会計からの繰入金を増やしてしまうと、武蔵野市のほかの人たちの負担が増えていくというのが、この間の説明だったと思いますけれども、それは、このままではいけないという話でしたが、その辺は、

検討に値するのではないかなと思いますけれども。

【事務局】 おっしゃるとおり、今回、この財政健全化計画自体が、国保加入者以外の方、市民の方の負担を、今現状繰り入れている形でご負担いただいていますので、その均衡を図るための見直しというところが主旨となっております。

今回、第2回の会議でもお示しさせていただきましたとおり、財政健全化計画では、この赤字の繰入額を最終的には解消する形で目標を立てて、それに向けて税率を少しずつ引き上げていくことを想定しております。

また、もともとそれを引き上げ年度、2年に1度、1人当たり4,100円引き上げるとなっていたものでございますが、令和元年度の決算状況が想定よりも赤字額を拡大させた状況でありますので、その分についても追いつくような形で削減するような税率の改定が必要であると考えております。

【委員】 あと、何で市の見直し案が必要なのかということに関して、まず、その理由というか、その辺がないのかなと思ったのですが。

【事務局】 市の今回の見直しにつきましては、もともと子育て世帯向け減免がどういった経緯で策定されたのかというところに立ち返って事務局としては検討しております。この協議会でもご協議いただきましたとおり、税率を改定していく中で、より子どもが多い世帯につきましては、その税率の引き上げの負担が大きいというところから、そこに配慮するために子育て世帯に向けた減免制度を導入したところでございます。

また、冒頭で説明させていただきましたとおり、国の制度ができましたら、本来は国がそういった制度を進めていくべきものだと考えられますので、国の制度の動きがあれば、市の制度も、その時点で終了するという形になりますが、今回、令和4年度、国が始める制度につきましては、一部対象が未就学児のみであるところとか、我々が、現状既に導入している減免制度よりも、対象世帯が狭い部分がございます。この部分については、多子世帯への十分な配慮がなされているとは考えられない部分があるので、その部分に、一部市の減免制度を残した形で、ただ、軽減の減免額の計算の方法については、国の制度、考え方に則り市の独自の横出し制度を導入するものでございます。

【委員】 ありがとうございます。

【会 長】 ありがとうございました。

それでは、他にご質問のある方、お願いいたします。

【委 員】 今のご説明とは関係ないのですが、資料のほうは、「武蔵野市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めるとともに」と書いてありますが、これは市のサイドでは、この委員会の関係では何を指すのでしょうか。資料以外のことで申し上げていますが、もっと具体的に言いますと、市の中では、市議会議員が1名、市の職員が1名感染しております。これは、その後、市としてはどのような対応をされていますでしょうか。

【会 長】 今回の資料のことではなくて、現状の感染者、陽性者が出ている現状について、どういう対応をしているかというご趣旨の質問でよろしかったですね。本日の議題からはそれですけれども、何かご説明いただければと思います。

【事務局】 感染者数は、今1名・1名という話がありましたけれども、数としては、もう少し多いような状況でございます。

それにつきましては、当然一般的に行われている感染症予防の対策、例えばデスクでもパネルのパーティションを立てるとか、食事は黙食で行うとか、距離を離すとか、会議の部屋につきましても、極力会議室の半分まで、許容人数の半分までとか、そういった対応をしております。そのほかに換気ですとか消毒、そういったものはやっております。

あと、危険性を少しでも排除するということで、例えば同居の家族の方が検査を受けたような場合は、家族の方も出勤しないといったような対応をとっております、かかってしまうのはしょうがないにしても、職場の中に広げないような対応をとっているところでございます。

【委 員】 今のお話ですが、そういう濃厚接触者（の特定）は、本来は保健所の方がやるのではないのでしょうか。

【事務局】 濃厚接触者につきましては、保健所が特定するというのは、そのとおりでございます。ただし、最近、保健所の調査に時間がかかっている。それから職場につきましては、職場の判断で濃厚接触者とするというような保健所の対応も出ております。

そういう中で、基本的には保健所が濃厚接触者に対する対応は行っておりま

すけれども、それ以外に、市の中でも独自に、——濃厚接触者というのは、基本的には、何も防御なしで1メートル以内、15分というような保健所の決まりがございますので、それに基づいて対処を行っているということでございます。

【委 員】 わかりました。

今マスコミで問題になっているのが、自宅待機の方ですが、これは武蔵野市では249名います。これを保険年金課としてはどういう対応をされているのでしょうか。

【事務局】 保険年金課としてというよりは、市として自宅療養者支援というのを、今年の2月から行っておりまして、例えば食料支援ですね。東京都が支援を行っておりますが、食料品については7日分しか出ない。自宅待機は10日というのがございますので、その3日分の食料を支援するとか、そういったものを行ってきたところでございます。

ここに来て、また自宅療養者が非常に増えておりますので、市としては、この後、議会でご審議をいただく形にはなりますが、自宅療養者支援センターを設置いたしまして、食料品だけではなくて生活必需品ですとか、あとは、医療との連携で医療につなぐような対策も、今とっているところでございます。

【委 員】 結論から申せば、PCRの拡大が必要ではないでしょうか。

【会 長】 国保の議題から多少それておりますので、今のご質問でコロナ関係については一旦終わらせていただいてよろしいでしょうかね。

それでは、ご答弁をお願いします。

【事務局】 市内のPCRの体制でございますけれども、最近PCRができなくなっているというような話も聞いておりますが、市内の状況におきましては、現在約60医療機関で検査ができる態勢をとっております、今の感染疑いの方の増にも一定程度対応はできていると考えてございます。

【会 長】 検査の状況は、そのようなことでございます。

ほかに、今回の追加の資料を含めまして、国民健康保険財政健全化計画の見直しについてご質問、ご意見をいただければと思います。ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

【委員】 今回の子育て支援、国制度が追加されたことで、第1子に対する支援が入って、もともとの市が出しておりました238世帯から、最後のページにある横出しまですると641世帯に支援が広がったということですね。

この国制度の財源というのは、全て国から補助していただけるという理解でよろしいのかということと、横出しをしていくことで、そもそも武蔵野市が多子世帯への支援をしていくということでやったことが、国制度ですと、未就学児までで切れてしまいますので、それは大変によかったと思います。

それで、国制度と市の制度の横出しをしたことで、未就学児ではない世帯の3人以上お子さんがいる世帯というのは、ここの表でいくと人数は少ないのかなと思うのですが、その部分の方というのは、これまで均等割が全額負担免除だったものが、半額は払わなければいけないと、そこだけ負担が少し増えるというふうに考えていけばいいのかということが2点目です。

あと、もともとの諮問事項でありました財政健全化計画について継続して審査しているということで、少し意見を述べさせていただきます。

ここの部分で、前回質問もさせていただいたとおり、武蔵野市だけが収納を上げるとか、武蔵野市だけが医療費を抑えていくとか、その武蔵野市だけの努力では、赤字繰入というものになかなか連動していかないということがわかりました。東京都全体で変えていかなければならない課題であるというふうに理解いたしました。

今回の計画案では、これから、年度ごとの4,500円の目標額を5,000円にというような計画を示していただいておりますけれども、そういう数値目標を計画の中に組み入れることが非常に難しい計画であるのかなと、赤字解消をしていくことを掲げるということは、それを求められているので、そういうことなのかなと思いますけれども、その赤字の状況というのが、東京都全体の中で動いていくので、2年ごとに見直していくような形にもなるので、数値を入れていくことは難しいのではないかなということを思います。

この税率の部分については条例改正になっていくので、その条例改正の中でも議論になっていくことだと思います。この財政健全化計画については、財政を様々な努力をして収納を上げる、医療費を削減するなどして健全化をしてい

くための計画になっていくのかなと思ひまして、数値的に、この年度は何千円とか、そういう書き方はちょっと難しいのかなと、私は思ひました。

これは、意見です。ここまでにいたします。

【事務局】 1点目の、子育て減免の国の軽減部分に関する財源についてですけれども、今、国から示されているものにつきましては、2分の1が国、4分の1が都、残りの4分の1が市区町村というような形で、市区町村が一部負担するような形での制度、財源となっております。

2点目ですが、今回、横出し部分につきましては、先程の委員もおっしゃっていただいたように、未就学児を超えている7歳から18歳の第2子、第3子のところについて、国の制度がないので横出しをしているのですが、このうち第3子については、市の減免では、今、均等割全額免除しておりますので、このところについては、国の制度では半額までが軽減、減免の対象となっておりますので、減免額は下がる形にはなります。この世帯については、委員のおっしゃったとおりです。

第2子につきましては、一部、例えば軽減の考え方が、市よりも国のほうが広く大きくとっているところもありますので、第2子の拡充部分については、今の市の制度よりもむしろ減免額が増える世帯もいるというような形になります。

減免額が増える世帯と減る世帯とそれぞれいるような形になっております。

3つ目の点は、ご意見ということで、承りました。

【会 長】 いかがでしょうか。

【委 員】 よくわかりました。了解です。

【会 長】 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見のある方、お願いします。

【委 員】 私どもは、前期高齢者で2割負担をさせてもらっていますが、逆に、来ていらっしゃる保険者代表のお二方、払うほうの立場でどういう意見を持っていられるかお聞きしたいと思います。2割負担させていただいているのが我々です。ただし、一方、保険者の代表の方は、払っていただくということで、この前期後期の費用に対して、負担が軽くていいのか、重くて厳しいのか、その

辺のところをお聞きしたいと思います。

【会 長】 いかがでしょうか、お願いします。

【委 員】 今のご質問は、前期高齢者の方が2割負担で、保険者として、その保険料負担に対してどういう考えを持っているかと、そういうことでしょうか。

【委 員】 今、働いている方を抱えているところとしては、特に大きな問題はないということでしょうか。

【委 員】 そういうことではなくて、やはり今、若い世代が高齢者を支えている状況になっていますので、高齢者の方の負担も、どういう形が平等なのかということは一概に言えないと思いますけれども、しっかり負担をするべきところはあるというところに改正をしていていただきたいというのは、保険者としては切なる願いだと思っています。特に将来に向けては、そういうことを本格的に検討して進めていていただきたいと考えております。

【委 員】 今、委員からお話がありましたけれども、将来に向けての課題ということでしたが、他の保険者の委員の意見も聞きたい。

【委 員】 それでは、保険者として、ということで回答させていただきますが、前期高齢者、後期高齢者、支援金と納付金合わせて、私どもが今、被保険者2万人抱えている規模で、1年間で24億円のお金を出しているというのが現実です。ですから、これが全体のどのぐらいの割合を占めるかということ、支出の4割を超える形です。前年と比べると4億円増えています。

それで、私たちの規模で、このぐらい毎年支出が増えるということは、国民健康保険のほうで使われている部分が多いので、結果として、回り回って我々のところの負担も増えてきているというふうに理解はしています。

国保でできるだけ支出を抑えていただきたいという部分と、一方で、最終的に国民健康保険に加入をされる我々から卒業していった、要するに社会保険から退職をされて国保に移られた方々が、いかに医療費がかからない状態で卒業していただけるかということが、我々にとっての課題だと思っていますので、その双方を実現しない限りは、片方だけの意見で成り立つものではないと考えています。

【委 員】 わかりました。同じように前期後期高齢者の負担についてお考えであるとい

うことがわかりました。

【会 長】 よろしいでしょうか。——大変多角的な視点からの意見やお答えをいただいておりますが、お時間の都合もありますので、あと、お一人かお二人の方にご意見をいただいて、取り扱いについての協議に移りたいと思いますが、どなたかご発言がある方いらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

【会長代行】 今日ご説明いただいた子育て世帯向け政策についてですけれども、国が新しい制度を始めるということで、市が導入した仕組みは横出しという形になりますというご説明でした。

それで、資料1の10ページ、「市制度見直し案」ということで図が描いてあります。先ほどもちょっとあったかと思いますが、これは、市の制度としては7歳から18歳までで、所得制限は400万円以下ですけれども、3子以降、例えば子どもさんが3人いる家庭では、均等割が、今度は半額、全額免除だったのが半額ということで、その部分は負担が増える。要するに、軽減が今までより少ない軽減という形になるところもあるだろうと。

そこが、どれぐらいの世帯あるかというのは、よくわからないのでしょうか、均等割が全額から半額になるというご家庭がどのぐらいあり得るのかというのをお聞きしたいと思います。

それから、第1子は均等割が、減がないわけですが、この財政健全化計画が、今回改定ということで出ているわけですが、そもそも子育て世帯減免の提示、「改定案」だと21ページになりますけれども、当初、多子世帯の減免なのか、それとも子育て世帯全体の支援の仕組みなのかという議論があったときに、実際は2子以降からの減免で、多子減免という形で市は導入したのだけども、しかし、計画の表示は「多子減免」ではなくて「子育て世帯・低所得者世帯等への負担軽減」という形になっていたわけですよ。それをそのまま引き継いで、市としては、横出し部分も1子は軽減にしていないことに、今度の計画ではなっているのですが、この子育て世帯減免に1子も入れるのか、それとも多子減免という考えで市としては今後に行くのか、その考えをお聞きしておきたいと思います。

2つの質問です。

【事務局】 1 点目のご質問につきまして、今回の 3 子以降で、実際全額減免だったのに半額になってしまう世帯の数についてですが、今回の資料の 11 ページ、ちょっとわかりづらい表で大変申しわけないのですが、第 3 子以降 7 歳から 18 歳という枠があるかと思います。ここの縦軸「軽減」となっているところが 33 世帯、「400 万円まで」の世帯が 5 世帯となっております。つまり低所得者軽減が、2 割、5 割、7 割軽減がかかっている 3 子以降の 7 歳から 18 歳までいる世帯は 33 世帯。軽減はかかっていないけれども、400 万円の所得制限には該当している世帯は 5 世帯います。この世帯数は、今年度の当初課税の時点での被保険者の情報になりますが、世帯数で言えばこの数字が該当するものになります。

次に 2 点目のご質問ですけれども、計画に記載のある内容と、子育て支援施策が「多子減免」になっていることについての考え方ですが、今回、我々の見直しについては、第 1 期計画の作成時に議論していただいた内容に基づいて考えております。

第 1 期計画策定時に議論いただいた中で、計画の記載の中では「多子」と明確には書いていないものの、実際に導入した制度を創設する際の本協議会での議論の中では、「多子」を対象として考えていくというような協議をしていただいていたかと思いますので、その考えに則って今回の見直し案については考えております。

したがいまして、「多子」で減免を導入した部分について、国の制度が十分ではない部分について市の独自制度を横出しするために、今回の見直し案を設定しております。

以上になります。

【会長代行】 1 番目の私の質問の、第 3 子以降の対象者は、11 ページにある 33 世帯と 5 世帯ですけれども、均等割額が、全額免除から半額免除になるとしたときに、この 33 世帯 + 5 世帯の全世帯が影響を受ける——影響というか、要するに軽減額が今までよりも少なくなる、全部の世帯がそうなるということですか。

【事務局】 丸々全額減免から半額になるというのは、この「5 世帯」の方のみです。7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減の方についても、半額というのは市の考え方に基づく半額ではなくて、そこの残っている部分をさらに半額という形になるの

で、結果、幾らになっているかという部分の軽減幅が、ここに書かせていただいている 5,300 円から 1 万 4,200 円と、その世帯によって状況は変わりますが、この幅になります。なので、厳密に丸々半分、1 万 7,800 円下がりますという世帯は 5 世帯になります。

【会 長】 よろしいですか。

【会長代行】 はい。

【会 長】 それでは、そろそろお時間も迫ってまいりましたが、どなたか、どうしてもというご質問がありましたら、あとお一人ぐらいお受けできるかと思いますが、なければ、取り扱いの協議に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、これから取り扱いについて協議のために、一旦休憩とさせていただいて、記録には残さない形で協議をさせていただきたいと思います。

(休憩：諮問取扱協議)

(再開)

【会 長】 それでは、会議を再開させていただきます。

ただいま諮問についての取り扱いを協議しましたところ、このような答申案で決することにご異議はございませんでした。

答申文の文案を読み上げさせていただきます。

本市の、第 1 期国民健康保険財政健全化計画は、8 年間で段階的に一般会計からの法定外繰入額のおよそ 5 割解消を目指すものであった。

現在、都内他市区では、1 市を除き、その解消年度を明記する状況になっていることから、本市においても、計画として目標年次を定めることは理解するところである。

しかしながら、同計画の策定からわずか2年で実績の検証をする猶予もなく、各年度の数値目標として税額を一律に規定することは現実的とは言えず、実行性を欠くものと言わざるを得ない。

今後の税額改定に当たっては、計画を踏まえ社会情勢の変化や実績を総合的に勘案し、慎重に議論を行うべきである。

パンデミックの収束が見通せない中、国民の命と健康を維持する上で最後のセーフティーネットである国民健康保険が、その社会的使命を十分に果たすよう求めるものである。

ということで、諮問事項の「第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画（令和3年度改定版）」について、ただいまの意見を付して答申とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者：挙手）

ありがとうございます。

挙手全員ということで、ただいまの文言を答申とすることと決しました。

なお、答申文につきましては、会長代行とともに文言等を精査のうえ作成し、後日、市長へ答申いたしたいと思いますが、これに異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

ご異議ないものと認めまして、そのようにさせていただきます。

以上で、本日予定しておりました議題(1)は終了いたしました。

続きまして、議題(2)の「その他」ですが、何かございますか。お願いいたします。

【事務局】 本日は、お忙しい中、ご答申をいただきましてありがとうございます。
次回のご案内でございますが、10月5日の火曜日を予定してございます。

議題につきましては、諮問事項としまして「令和4年度武蔵野市国民健康保険税の税率等について」ということで行わせていただきます。

会場につきましては、市役所7階の全員協議会室を予定しておりますので、また、ご案内いたします。

以上でございます。

【会 長】 次回のご案内でしたが、お聞き取れましたでしょうか。ご質問等ございませんでしょうか。

(その他質問、意見等：なし)

本日は、オンラインの会議ということで、私の進行も拙いものでご迷惑をおかけいたしました。ご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日の運営協議会を終了させていただきます。
お疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —